

鴨川市文化財保存活用地域計画策定協議会 第1回会議会議録

1 日 時 令和5年7月19日（水） 午後1時30分から3時15分まで

2 場 所 鴨川市文化財センター学習室

3 出席者

(1) 委 員

	氏 名	分 野	備 考
1	佐藤 惠重	学識経験者	
2	吉田 明子	学識経験者	副会長
3	庄司 政夫	文化財保存団体	会長
4	石田 三示	文化財保存団体	
5	千野 祐輔	文化財所有者	
6	久保寺 辰彦	ボランティア団体	
7	刈込 信道	観光関係団体	
8	稲村 弥	千葉県	代理 文化財課指定文化財班 班長 吉野 健一
9	大久保 孝雄	鴨川市	
10	鈴木 克己	鴨川市	
11	野村 敏弘	鴨川市	代理 建設経済部商工観光課 課長補佐 鈴木 英毅

※欠席

	氏 名	分 野	備 考
1	杉山 智光	文化財所有者	
2	原田 洋美	ボランティア団体	

3	山口 直矢	商工関係団体	
4	山口 昌宏	鴨川市	

(順不同、敬称略)

(2) 市

	所属・職	氏名	備考
1	教育長	鈴木 希彦	
2	教育委員会生涯学習課長	岡安 泰弘	
3	教育委員会生涯学習課 課長補佐	岡安 晃広	
4	教育委員会生涯学習課 文化振興係長	畑中 博司	
5	教育委員会生涯学習課 文化振興係	永井 宏直	

(3) 傍聴者

2名

4 資料

- ・次第
- ・委員名簿
- ・出席者名簿
- ・資料1 鴨川市文化財保存活用地域計画策定協議会の運営方法について
- ・資料2 文化財とは
- ・資料3 鴨川市文化財保存活用地域計画の策定について
- ・資料4 市民アンケートについて
- ・参考資料 文化財保存活用地域計画パンフレット（文化庁作成）

5 会議内容

(1) 開会（午後1時30分）

(2) 委嘱状交付

教育長から出席委員へ委嘱状を交付した。

(3) あいさつ

鈴木教育長

皆さんこんにちは。教育長の鈴木です。委員皆様方には、日ごろから文化財行政の伸展にご理解とご協力をいただいておりますこと、改めてお礼を申し上げます。また、公私ともお忙しい中、文化財保存活用地域計画策定協議会委員への就任を快くお引き受けいただきまして、重ねて感謝を申し上げます。皆様方には本日の会議を皮切りに、約一年にわたりご審議をいただく予定となっておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

さて、地方においては過疎化や人口減少、少子高齢化が進んでおり、地域に残されている文化財の安定的な継承が喫緊の課題となっております。また、文化財を保存するだけでなく、地域資源としてとらえ、歴史や文化を活かした地域活性化を図るため、活用することが求められております。このため、本協議会の委員には、文化財の所有者や管理者の皆様だけではなく、活用を見据えて、商工関係団体、観光関係団体の方々にもご参画をいただいているところでございまして、文化財と観光などの分野の連携により、地域を訪れた方に、魅力的なまちと感じていただけるようなまちづくりに取り組んで参りたいと考えております。

本日お集まりいただいた委員皆様から、様々なご意見を頂戴し、「地域社会総がかり」で、文化財を守り、伝え、そして、地域活性化が図られるような計画策定に努めて参りたいと考えております。

委員皆様におかれましては、今後の文化財行政の礎となる地域計画の策定に当たり、忌憚のない積極的なご発言をお願ひし、お力添えを賜りますようお願いし、甚だ簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

千葉県文化財課 吉野班長

皆さんこんにちは。県文化財課の吉野です。今日は文化財課長の稲村の代理として出席しております。よろしくお願ひします。

文化財保存活用地域計画という言葉聞いて、皆さま耳慣れないと思いますが、平成30年の文化財保護法の改正によって初めて文化財保護法の中で位置付けられた計画でして、令和元年度に施行されたものです。

この地域計画は、市町村が自分たちの市の文化財の保存と活用の計画を独自に作って国の認定を受けることにより、独自の施策を進めることができるという制度です。千葉県としては、地域計画をそれぞれの市で作成し、それぞれの市で施策を進めていただきたいという願ひを込めまして、地域計画を作るに当たって県が作る大綱というものを勘案しなければいけないということになっておりまして、千葉県文化財保存活用大綱というものを令和2年度10月に作りまして、各市町村はこれに基づきまして計画を作っていくということでございます。

幸いなことに県内の市町村が一生懸命に取り組んでいただき、今まで5つの市で地域計画を作ってそれぞれ独自の取組を進めていただいています。この7月には、新たに柏市と松戸市が認定を受けることになっております。

今まで銚子市、我孫子市、富里市、香取市、鎌ヶ谷市といった、北総地域の市町村が先行して取り組んでいるという状況でございましたけれども、今回鴨川市が安房地域で初めて地域計画に取り組むということで非常に楽しみにしています。下総地域の市町村とはまた違った内容になる

のではないかなと思います。

鴨川市の文化財は非常に華やかなものが多く、風光明媚な土地です。そういったところで彩りのある文化財保存活用地域計画を楽しみにしておりますので、皆さんと協力して地域計画を作っていきたいと思います。今後ともよろしくお願いします。

(4) 会長、副会長の選出

教育長の進行により、会長に庄司政夫委員を、副会長に吉田明子委員を選出した。

(5) 議事

議事 1 鴨川市文化財保存活用地域計画策定協議会の運営方法について

庄司会長が議長となり、議事進行を行う。

資料1により、事務局から説明した。

事務局の説明に異議はなく、本協議会は資料のとおり運営をすることに決定した。

議長が佐藤恵重委員を会議録署名委員として指名した。

議事 2 鴨川市文化財保存活用地域計画の策定について

資料2、3により、事務局から説明した。

コメント及び質疑等は、次のとおり。

吉野氏（稲村委員代理）

事務局の説明では、最終的には指定されている文化財だけではなく、様々なものも加えて計画に盛り込みたいということであった。

事務局が考えている文化財と、地元に住んでいる方々にとっての文化財のイメージにずれがあると感じることがある。例えば「昔」という言葉では、専門的な研究をしている人間は「すごく昔」というと旧石器時代とか縄文時代のイメージだが、普通の方々はだいたいおじいさんの子供のころをイメージする。

文化財の専門家と一般の方々の認識のずれは大きいと感じている。そのギャップをいかになくすか。あるいは、地元の皆さんが大事だと思っているものに対していかに目を向けられるかということが、計画の成功につながっていくと思う。地元の人たちと一緒に地元の大切なものを守っていこう、伝えていこうとなっていくためには、みんなが大事だ、みんなが残したいと思っているものに目を向けるということが大事だと思う。市民のアンケートで聞いた地元の方々の意見を、どう計画に混ぜ込んでいくかということを考えていって欲しい。

事務局・畑中

市民が文化財と考えるもの、それをどのように活用できるのか、事業化するのか、それがこの計画の大切な部分なので、行政側の委員と皆さまと知恵を集めて、市民の皆さんの意見をどのように計画に入れるかしっかりと考えていきたい。

同時にこれが肝になる部分だと感じているので、しっかりやっていきたい。

久保寺委員

1点目。本日の配布資料は、会議参加者以外の人にコピーし配布しても大丈夫なものか。なるべく多くの人に知ってもらい多くの意見を聞くために、郷土史研究会の定例会で配りたいのだが。

2点目。もし私が会議に参加できない場合、他の郷土史研究会のメンバーが会議に参加することは可能か。

事務局・畑中

資料の取扱については、公開の会議資料であるため、コピー配布は可能である。

久保寺委員

郷土史研究会のメンバーに鴨川市外の方がいるが、資料を配っても大丈夫か。

事務局・畑中

最終的に市ホームページで会議録や資料を公表する。市外の方に配布しても全く問題ない。

委員の代理については、原則的には個人の方を委嘱していると考えていただきたい。しかし、協議会の目的は多くの市民の方から意見をいただくということなので、もし委員の方が不都合な場合は、ぜひ代理の方に会議に参加していただければと考えている。

石田委員

地域計画のメリット（国の登録文化財とすべき物件の提案、補助金の優先採択や補助率のかさ上げなど）が謳ってあるが、具体的にいま補助金を申請する予定があるか。

事務局・畑中

結論からいうと、この地域計画を策定することによって補助金を取りたいというものが具体的にあるわけではない。

今後、様々な文化財の補助金を申請していく中で、「地域計画が策定してあること」、これが申請条件になってくる可能性がある。そもそも基本的な計画として市町村がまずこれを定めることが当然だと考えている。

佐藤委員

いい試みだと思う。

文化財に対する実態把握、市民がどのような意識で文化財というものをとらえているか、実際どのような文化財があるのか、それらがはっきりつかめなければ具体的な計画を立てようとしてもなかなか有効な計画ができないのではないか。それについてはいかがか。

事務局・畑中

計画策定の具体的な手法として、現状では悉皆調査、全数調査と計画の作成を同時並行でやっていくというイメージでいるのでご理解いただきたい。

佐藤委員

文化財といっても非常に難しいと思うので、できるだけ市民に対して具体的に、何気ない足元に転がっている石ころにも文化財の可能性があるわけだから、そういう意識を大事にしてほしい。そのようなものからいろいろな活用の仕方が見えてくると思うので、実態把握をきちっとして活用していくというような計画になればよいと思う。

千野委員

1点目、地域計画に認定されたときはホームページに掲載するのか。

2点目、この計画は、中・長期のマスタープランと短期に実施する事業を盛り込むアクションプラン両方の役割を担うとある。アクションプランは具体的なことになっていくと思うが、事業報告も公表されるものなのか。

事務局・畑中

1点目の文化財保存活用地域計画が文化庁から認定をされた場合には、文化庁から認定を受けると同時に市としてこの計画を定めることになる。その段階で文化庁からの公表と市のホームページへの公表とを同時に行うということを考えている。

2点目。計画事業を具体的に進めていく中でその最終的な成果だが、資料3の2ページ第1章序論4計画の評価と執行管理の中で、事業については成果指標をしっかりと評価して、事後的にだが報告をしたいと考えている。

石田委員

文化的景観だが、大山千枚田保存会は10数年前に文化的景観の国から調査依頼があつて調査報告書を作って市に提出したが、鴨川市の景観条例を作ってそれとの整合性が求められた。

この計画を立てていっても、景観条例を作ってそちらまで働きかけないと成立していかないものだが、そこはどのように考えるか。

事務局・畑中

景観条例を市で設定しないと文化的景観にはならないという話だが、石田委員の発言どおり、やはり単独の教育委員会文化財担当部署だけではこの計画はできない。活用法という意味でも行政側の委員、いろんな所属の職員が入っているので、いま発言されたことも当然検討の課題の一つだと思っている。

この計画でその結論がどうなるかはまだわからないが、そういった部署をまたいだ案件についても議論できると思っているので、その際にはよろしくお願ひしたい。

大久保委員

館山市では海岸の付近に、オレンジ色で統一してスペイン風の景観を保っていく地域を作って、そこではたとえば緑色の使用などに規制がかかるが、千葉県では指導と助言をしていくというような枠組みだったような気がしている。

鴨川市では景観条例の関係は企画総務部というよりは、一時期、都市建設課の中で検討したがなかなか進まず、いま現在はそのままになっているというような認識である。

庄司会長

今回の会議にむけて整理するようお願いする。

吉野氏（稲村委員代理）

文化的景観の中で得に重要なものは重要文化的景観として国が選定する制度である。市で景観法に基づく景観計画を策定して、その中に重点地区を選び文化的景観として大切だと位置づける。それと連携する形で景観条例を作り、それをもとに文化庁に選定の申出書を提出し、認められると選定されるというような仕組みになっている。

重要文化的景観は西高東低の傾向を示している。おそらく国はこの制度を始めたときに大山千枚田を重要な候補としてピックアップ地域として考えていたと思うのだが、残念ながら重要文化的景観とはなっていない。

個々の体制をしっかりとするためには景観法と文化財保護法との両方の法律で守る。千葉県は非常に縦割り行政が得意な県なので、複数の部署をまたがった行政が非常に苦手である。逆に最近では市町村の方が進んでいて、そのような地域の連携ができています。今後はどうなるのか、私も実は大山千枚田に関してはあまり騒がずに期待しているという状況である。

国の文化庁調査官の話では、暖かく風光明媚で色々なものが採れる豊かな地域というのはあまり熱心に取り組みが進まないという。逆にいうと選定を受けているところは、範囲が限られている、取り組むべきものが限られている、これを何とかしないと、というような切迫した押し迫った状況、差し迫った状況が背景としてあると。そのような話を聞くと、千葉県から選定を受ける文化的景観が出てくると、非常に嬉しいし期待している。

文化財の類型として文化的景観というのがあり、特に重要なものは国の選定を受け重要文化的景観と呼ばれるが、選定を受けていなくても文化的景観のカテゴリーに入る文化財はたくさんあると思っている。例えばお寺の門前町の景観なども文化的景観で、千葉県内の候補としては成田山新勝寺の門前町、鴨川市の誕生寺の周辺の宗教施設などがある。

伝統的建造物に携わった中で文化的景観は、個々のイメージでそのうち伝統的建造物、建築景観になってくると思っていて、そういった点でそれぞれの世代の見方やとらえ方などで文化財の評価は変わってくると私は思っている。

文化財として評価するとなると、制度的な部分ではなかなかすぐに着手できない景観や町並みなども、これは素敵なものだと感じることがこの計画の中で取り組んでいくことができる。ここからスタートして取組が進んでいくのも良いのではないかと思う。

久保寺委員

趣旨の中で「文化財の次世代の継承が促進されるように」とあるが、この保存活用地域計画の中には子どもたちの学校と連携した取組などは入っているのか。

事務局・畑中

計画に位置付ける事業・取組には、子どもたちを対象としたものは確実に入ってくる。次世代への継承という部分だが、もう一つそれに合わせて、「文化財を保存活用していくんだ」という市民の皆さんの意識を向上させる、学校に通うような若い世代の方も含めて、多くの方に文化財の保存活用の意識を持っていただくことも大きな目的だと思っている。

庄司会長

地域計画の策定については、ただいまの意見等も含めて今後進めていっていただきたいと思う。以上で議事の2は終了する。

議事3 市民アンケートについて

資料4により、事務局から説明した。
コメント及び質疑等は、次のとおり。

大久保委員

問8の例は地域に分かれて記載されているが、アンケートの回答者は一般市民の方が12歳以上で300人いる中で、地域性を加味して票数を分けたりするのかどうかを確認させていただきたい。

事務局・畑中

300人の無作為抽出だが、年齢によってまず傾斜配分をしようと考えている。地区については今のところ地区配分をしないつもりではいたが、問8のような設問であれば、ある程度地域性をもって抽出するのが良いのかと思っている。
もう一つは、地域性に分けて設問するのがいいのか、それとももっと文化財的な類型別に各設問の例を書くという方法がいいのかなどを含めて、地域性を抽出条件に入れるかどうかは慎重に検討させていただきたいと思う。

吉田副会長

アンケートの実施について『広報かもがわ』に掲載する予定はあるか。

事務局・畑中

本日の会議の結果については、おおまかな議論の内容をこの市民アンケート実施についても含めて、報道機関に提供させていただきたいと考えている。
『広報かもがわ』への「無作為で市民アンケートをやります」という掲載については、今のところ考えていなかったが、検討させていただきたい。

吉田副会長

『広報かもがわ』への掲載について伺ったのは、意見を出したい人のところに必ずしもアンケートがいくわけではないので、「私はここを押したかった」という意見が最終的にでてくるのではないかという心配があったからである。

できるだけ広く皆さんの意見を拾えたらいいと思う。

事務局・畑中

皆さんが文化財だと考えているものを、できる限り多くを拾うということが目的なので、目的を達成するために必要な手続きについては実施したいと考えている。

庄司会長

例えばホームページでできれば、誰でもそこからアンケートに答えられるようなやり方もでき、なるべく多くの方々からご意見を吸い上げられると思う。

事務局は大変だろうが努力をしていただければと思う。

吉野氏（稲村委員代理）

問8と問9がとても聞きたいところだという事務局からの説明があったが、これは「あなたは何を文化財と考えていますか」と文化財認識論のようなものを聞いているように見え、それはあまりいらない情報だと思う。そうではなくて、「あなたにとって大切なものは何ですか」「地元で大好きなものはなんですか」ということが聞きたいのだと思うので、少し聞き方を変えていただきたいと思う。

もう一つ千葉県からのお願いがある。千葉県文化財保存活用大綱の中で、文化財は千葉県において県と市町村が優先的に取り組むテーマということで、「千葉県と各市町村、鴨川市の歴史文化を考えるうえで欠くことができない文化財」、「千葉県の自然を考えるうえで欠くことができない、鴨川市の自然を考えるうえで欠くことができない文化財」、そして「鴨川市を特徴づける名勝地及び景観に関する保存・活用」という3つのカテゴリーを一体で身につけていってそれを保存活用していこうということを示している。

文化庁はどうしても歴史文化というが、先ほど事務局から説明があったとおり、鯛の浦タイ生息地、そういった自然的なものも文化財として取り扱っているということを見ると、歴史文化だけではなくて鴨川市の自然の中でみんなが大事だと思うもの、景観というものも積極的にピックアップできるようなアンケートにしてほしいと思う。

事務局・畑中

対象となる文化財とは何かということだが、鴨川市の歴史や文化、自然を語るうえで欠かせないもの、これが今回の計画の対象となる、というところで今吉野委員に教えていただいた。まさにこの部分を聞く、市民の皆さんにお答えいただくために、設問をさらに練っていききたいと思う。

庄司会長

期間がないかもしれないが、頑張ってもらいたい。

手作り感満載のアンケートでよいが、レイアウトや字体をもう少し工夫して読みやすいものにしていただけると大変ありがたいと思う。

事務局・畑中

しっかりと調整していく。

庄司会長

他に質問、意見がなければ、本日の議事は以上とする。

(6) その他

次回の会議は、9月ごろの開催を予定する。資料は事前に送付する。

(7) 閉会 (午後3時15分)

鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領第7条第3項の規定により議事録の内容について確認します。

令和5年8月29日

佐藤 惠重